# 国際情勢を読み解く

法政大学教授

特徴は、 海域に対する管轄権を主張する国 南シナ海のおそらく最も際立った 島礁に対する領有権や特定

された正統な海洋秩序が不在である (クレイマント) が複数存在し、合意

略的潮流 対中経済依存の進行という二つの戦 増強と中国以外の他の沿岸国による 国の海軍力・海上保安能力の急速な な観点から見ると、その本質は、 という点にある。この問題を戦略的 の中にあって、 利害が対立 中 ことにあるといえよう。

国が、 く海洋秩序ともいうべきものを形成 を管理していくためのルールに基づ し政治体制も異なるクレイマント諸 領土と海洋境界をめぐる紛争

成にいかに結び付けていくかという 約の締結交渉の背景をなす環境の醸 れを将来的な領土・海洋境界画定条 できるか、 形成できるとすれば、 そ

海洋境界をめぐる関係国の主張を概 本稿では、まず南シナ海 0

> 台頭」 観した上で、 の影響と今後の戦略的課題 海洋にお ける 中 国 0

島礁・海洋境界に関する

検証してみたい

クレイマントの主張と主な行動

洋法条約の締約国である。 湾であり、 レーシア、フィリピン、ブルネイ、台 るクレイマントは中国、ベトナム、マ トナムが南シナ海北西部のパラセ 南シナ海の島礁・海洋境界をめぐ 台湾以外はすべて国連海 中 ·国とべ

かいつまんで紹介しておきたい。の領有権の主張の概要と主な行動を島を占拠している。ここでは関係国容の主張を行っており、プラタス諸いる。なお、台湾は中国とほぼ同内いる。なお、台湾は中国とほぼ同内には一部に対する領有権を主張して

#### (中国)

を用いて中国 島礁に対する領有権とそこを基準に 47年に国民党政権下で内務 している。第2次世界大戦後の スプラトリー諸島の島礁を七つ占拠 しているが、 設定される各種海域の管轄権を主張 南海諸島位置図」において11の 南シナ海 その後1953年に、 0 約8割に及ぶ海域内の 0 領域 ラセル 主権の及ぶ 諸島の全てと 周恩 範囲 被線 省が 19

から、

アメリカなどとの間で争

いが

前の同意を要すると定めていることや軍事監視活動は中国政府による事

生じている。

最近では2010年3

選挙を実施するなど、

実効的支配

接続水域法」を制定し、パラセル諸二つの破線を削除した。以降、中国二つの破線(U字型線)が引かれている。中国は1992年に「領海・いる。中国は1992年に「領海・

諸島に対する領有権を主張

ベトナム、

マレーシア、

フィリ

ピ ヤ ン 国

が南部のスプラトリー諸島の全部ま

ほかにも1998年に「排他的経済の主張を国内法令で担保した。この

諸島、

澎湖諸島などに対する領有権

ルド岩礁群、

スカーボロウ礁、

尖閣

島、プラタス諸島、

マクルスフィー

した。

図法」は、EEZにおける水路調査 2010年には「海島保護法」を制 定して、国内法令の執行を進めてい る。なお、2002年の「測量・地

> 月に、 可能性が取り沙汰され、 問題を交渉で解決する意思を捨てた じられたのを受け、中国が南シナ海 府高官に対して、 「核心的利益」であると発言したと報 中国当局 関係者が 南シナ海 ア 物議をかも は X 中 IJ Ź 玉 政 0

#### 【ベトナム】

るが、 諸島でベトナム議会議員を選出 また2007年には、 民間施設を積極的に建造してきた。 入ってから、占拠地において軍事 ままである。ベトナムは今世紀に 1974年以来、 るものの、パラセル諸島については いう説もある)の島礁を占拠して の双方に対して領有権を主張 スプラトリー諸島とパラセル諸 スプラトリー諸島で29 中国に占拠され スプラトリー して 21 ک 「する 島

するなど、主権的権利の主張にも余 部北方域に関して同様の申請を提出 界設定を申請したほか、単独でも中 て200カイリを越える大陸棚 員会に、南シナ海中部南方域に に基づいて設置された大陸棚限界委 2 0 0 固めてきている。 国連海洋法条約附属書Ⅱ第 9年5月にマレーシアと共同 さらにベトナムは の限 うい 1条

> るものも含まれている。最近では2 位置する島礁の領有権を主張してい 9年に編さんした地図において自 ンやベトナムによって占拠されてい るようであり、その中にはフィリピ の大陸棚を特定し、その大陸棚上に

その中枢を担うだけに、ベトナムに 漁業と沖合エネルギー資源開発業が る海洋関連産業の寄与度は2020 念がない。ベトナムのGDPに占め %に上るといわれており、 を訪問 容易であるともいわれてい ドゥッラ首相兼国防相がスワロ 20キロ圏内にあり、 有を主張する島礁群は本土から約3 宣言するなどした。マレーシアが 009年3月に、 Ų マレーシアの領域主権 マレーシアのアブ 防衛が比

領 を

年に

は

50

## 【フィリピン】

スプラトリー諸島を含む53の島礁

領有を主張しているが、そのうちの フィリピン名:カラヤーン群島)の

を帯びている。

展の行方を左右する戦略的な重要性 とって南シナ海での領有権は国家発

る。 八つの環礁を占有するに留まって 同 国は19世紀末から20世紀初 頭 11

有権を主張しているが、

そのうちの の島礁

スプラトリー諸 **【マレーシア】** 

島の 17

の領

リピン条約限界線」と自国 に結ばれた条約で画定された  $\overline{o}$ 基線と 「フィ

五つを占拠している。

同国 は 1

9 7

玉

る。 海洋法条約との整合性が問われて 基線から12カイリまでと定める国 る独特の主張を行っており、 の間の海域をすべて領海であるとす 2004年には中比合同の南 領海 シ を

翌年にはベトナムも参加して3カ ナ海地震探査プロジェクトに合意し、 国

一直礁

の後、2009年2月にフィリピン して、結局2008年に頓挫した。そ の合同プロジェクトとなったが、 ロジェクトのさまざまな問題が発覚

較的

発している。

【ブルネイ】

国領と定めたため、

中国がこれに反

ラヤーン群島とスカーボロウ礁を自 議会が群島水域基線法を制定してカ

に位置するルイー 同国のEEZを設定してい ザ礁のみの領有権 域

資源共同開発に関する中国からの働 員会に限界設定申請を出している。 2009年5月には、大陸棚限界委 は特段の対抗措置を取らなかった。 灯台を建設した際にも、ブルネイ側 レーシア軍がルイーザ礁に上陸して 占拠していない。 を主張しているとされるが、 き掛けをこれまで何度も黙殺してき 1983年にマ

### 「インドネシア」

たと伝えられている。

設定している。 の地図に示された の領有権を主張していないが、 群島を領有し、その周辺にEEZを 天然ガスが埋蔵されているナトゥナ 海南西方面に位置し、近辺に豊富な を主張していない。しかし、南シナ **. 群島のEEZと重複している事実** スプラトリー諸島に対して領有権 中国はナトゥナ群島 「歴史的水域」 中国 が

> 向を示すと、インドネシア側は猛反 ドネシアと交渉による解決を望む意 が1993年に発覚し、 中 国 が イン

発した。2009年6月にインドネ

これを

拘束した際にも、 中国の「伝統的な漁場」であるので 8隻の中国漁船と75名に上る漁師を シア当局がナトゥナ群島のEEZで 中国側は同水域が

務総長に提出している。 上の根拠はないとする書簡を国 南シナ海で設定したEEZに国際法 緯もあってインドネシアは、 中国が |連事

拘束は不当と主張した。こうした経

# 「中国の台頭」の影響

紛争の経過と南シナ海における

海洋境界の画定もままならない状態 権をめぐる争いが存在するために、 国ではあるが、そもそも島礁の領有 レイマントも国連海洋法条約の締約 このように南シナ海のいずれのク

百

IJ ] 奪取 が続 ぐってベトナム海軍と衝突して、ベ さらに中国は、 トナム側が80名に上る死者を出した。 4年にパラセル諸島をベトナムから 告されてきた。例えば中国は197 突や小競り合いがこれまで数多く報 は中国であるので、 最も広範な領有権を主張している Ļ 諸島のサウスジョンソン礁をめ 61 ている。 1988年にはスプラト 1995年にフィ クレイ 中国が関 マ ントの わる衝 中 1)

で多発してきた。 小競り合いが発生するといった事案 中国と他のクレイマントとの間

争いのある岩礁に建造物を構築し

7

ている。このほかにも漁船

加の拿捕

事実上占拠するという事件を起こし ピンが領有を主張するミスチフ礁を

カレートすることに懸念を募らせた こうした事態が続い て紛争が 工 ス

おり、 る地 的拘 和的解決をうたい、 状の凍結と信 言 ている。 た行動を署名国は自制することとし で新たに人員の駐在を進めるといっ を激化させるような行動や、無人島 の行動に関する宣言」(以下、行 **02年**に は1999年4月から始まり、 に遵守する行動原則をまとめる交渉 を定めた。 海における行動原則を策定する方針 を採択し、東南アジア平和友好条約 に南シナ (TAC)の原則にのっとって南 が署名された。行動宣言は、 珥 東力はなく、 的 例えば第4項では、 は範囲を 、海に関するASEAN宣言 ただし、 「南シナ海における関係国 中国とASEANがとも 頼の醸成を狙 も厳密には特定され 実は適用対象とな この行動宣言に法 第5項では紛争 紛争 いとして  $\frac{2}{0}$ 動宣 シナ 0) 現 平

題となっている。

てい ていないといった限界もある に構築する行為も明 な 11 上 に 島 礁に建造物を新 示的に禁じら n 規

その後、大きな島礁占拠事件

:は発

A S E

A N諸

玉 は、

まず1

992年

\$ うな事件が起きた。 を妨害されたほ である。 生していないようだが、 島沖で中国艦船に取り囲まれて進路 査船USNSインペ は大胆さと強硬さを増している様子 近年の中国 2009年3月に米海 か、 0) 動向を象徴するよ  $\frac{2}{0}$ カブル号が 中 国 中国 |漁船 10年 が 0) 行動 春に 軍調 スプ 海 南

司令部、 舶の数がかなり多かったため、 島から派遣されたが、 り囲まれ、 は4月10日に浙江省寧波の東海艦隊 ラトリー から駆逐艦 諸島でベトナムの 中国 の漁業監視船が海 フリゲート艦各 ベトナム側船 船舶 中国 に取 南

隊を南下させた。この報を受けたべ 3隻にキロ級潜水艦2隻を伴っ

た艦

題 海では、 られている。 のシグナルを送ることにあったとみ 艦隊派遣の目的はベトナム側に警告 を通過した事件として報道されたが では中国 に姿を消 トナム側 いった低強度の威 の海 域 じた。 に向 の全船 の大規模艦隊が宮古島 島礁占 かう途 以上のように、 この出 舶 拠や漁船の は、 中 強制 来 中 0 事 同 国 は 12 艦 拿捕 南シ 日 隊 付近 ほまで 日 が ح ナ 間

のは 詳 では、 管轄権を行使する「能力」という点 礁を占拠・実効支配し、 思」を有しているわけであるが、 と各種海域の管轄権を主張する「 述した通り、それぞれ島礁の領有 細には立ち入らないが さて、南シナ海問 歴然としている。 クレイマント間に格差がある 題 0) 紙 関 幅 海域で執 係国 中 0 都合 国 は、 島 意 行 権 先

南島 中国は 水艦 兵隊 規展開といった動きを挙げられよう。 軍 には空母も同 の一部を挙げるとすれば、 おける中国 るのは言うまでもない。 る対艦弾道ミサイル わゆる接近拒否能力の一 に展開するとの情報もある ミサイ サイル あると報 のクレイマント せてい -力と海-修は、 るといわれる)。この 0 0) j るの 部隊にあたる第2砲兵部 基地に 093型商級攻撃型原潜を海 配備や戦略ミサイル 大隊を、 じら 近年注目を集めている、 上 の Ú 保安能 れて 基地に配備する予定で 配備 軍備増強の最近の 周 知 が懸念を募らせて 新たに広州軍管区 14 したほか、 0 力を急速に拡 、 る。 0 通りであ 開発を担当し 南シナ海に Œ 部を構成す また戦 部隊 か中 最新型潜 (第2砲 将 動向 国が 略ミ 来的 大さ 隊 0) 新 他 11 0 11

> の救助が も含まれるなど、 上保安能力の増強は著しく、 船を改良 した 中 大型 玉 0) 海 0 É 軍 規模は 力 0) など • 海

その一方で、 中国以外のクレ イ マ

拡大の一途をたどっている。

ア、 中国とASEAN6カ国 も事実である。 ントが対中経済 フィリピン、ブルネイ、 2010年1月には 依存を深めてい (マレ インド ーシ るの

らの国 関税が撤廃され FTAが発効し、 ネシア、タイ、 々との経済関係はますます緊 シンガポ てお 約70 ŋ 中国 j 00品 ル とこれ 間 目 0 0

投資は増 東南アジア各国との2国間 密になるであろう。 加傾向をたどっている。 中国が各クレイマントに ほ かにも中 の貿易と 国と

ことをも意味し ている。

対して行使できる影響力が増大する

運用する漁業監視船

0

中には、

海

重

こうして軍事

経済の両

面

にお

13

南シナ海における支配海域

の拡大に

やリ

スクは縮

小してい

要する

て中 が前述したような国内法令の が進行するとすれば、 玉 [の相 対 的 なパ ワー b し仮 が 増 執 に中 す事

が実力を行使せずとも、 する可能性が高まる。 復を恐れて単独 するクレイマントは、 している、もしくはその領有を主 出たとしても、その島礁を現に支配 理由に実力で島礁を占拠する動きに での対抗 ある 中 2 国 国に 措置 直を躊躇 いよる報 間 は中 玉

ば、 う。 を「回収」 るにつれ、 歩を迫るといったケー 手国に領有権や境界 返りや制 交交渉の中で、 自らの相対的 いずれにせよ、 裁 する上で発生するコスト 自国が領有している島 の可能性をてこにして相 大規模な経済的 パワーを増大させ 一一定 中国としてみ スもあ の問題 り得 で譲 [な見 の外 ょ

していくこととなる。 関して中国に作用する抑止力は低 下

理由はここにある。 大な関心の対象とならざるを得ない 然的に影響を受けることになる。 躍的に増大し、 軍事力を保有するに至れば、 クホルダーたる域外国にとっても重 ならず、 シナ海の問題が、 国に対する中国の政治的影響力も飛 海をシーレーンとして利用する域外 国が南シナ海の島礁の大半を手に入 仮にこうした趨勢が続き、将来、中 それらの実効的支配を担保する 日米をはじめとするステイ 各国の対中外交も必 クレイマントのみ 南シナ 南

戦略的課題 開放的な海洋秩序の形成という

定国 ける戦略的課 以上を踏まえれば、 が ?圧倒 的な支配力を持たない 題は、 つまるところ特 南シナ海に お

> れはいかにして実現できると考えら 開放的な現状維持志向 形成することにあるといえるが、 の海洋秩序を そ

深い不信感が存在しており、 政治体制も異なる国々の間には、 轄権をめぐって対立するのみならず、 れるのだろうか。 た国々の間でさらにパワーの偏在が 領有権や海域の管 そうし 根

ない。 ンとして利用する国々にも多大な不 国のみならず、 進行していくとすれば、 対立と緊張に満ちた海域となりかね もしそうなるとすれば、 南シナ海をシー 南シナ海が 沿岸 しし

発展やグローバ 利益とリスクが及ぶことになる。 こうした事態を極力回避し、 ル化の恩恵を関係国 経済

仕掛けを外交と軍事力を組み合わせ 相互不信を少しでも払拭するような 序を維持するためには、 が十分に享受できる開放的な海洋秩 関係国 間 0

からである。

て作り出さねばならない。 の相互不信を緩和する 無論、 のは容 関

係国間 ルを形成して、それらを継続的に 言を発展・具体化させた各種 易ではな いが、 2002年の行動宣 のル 1 順

ない状況を維持することができると を確保し、 動やルール違反行為に対する抑止 守するとともに、実力による拡張 強制的な現状変更を許さ 力

を形成できるかもしれ 定の予測可能性に立脚した海洋秩序 すれば、 事態の悪化を食い止 ない。 なぜな め、

らル れば、 整備に結び付く可能性も期待できる な領土・境界画定交渉の背景環境 活発化させる余地が広がり、 されたようなさまざまな協力活動 りとも緩和し、 1 ル 関係国間 の相互履行が持続するとす 行動宣言第7項に示 の相互不信は多少な 将来的

148

まり、 り得るのである。 要性を国内で正当化する根拠ともな が違反国に経済的に依存して宥和的 く、ルールに対するクレイマントの により、 方的破棄という事実が発生すること 合意されたルールの重大な違反や一 な姿勢を取りがちであったとしても、 て機能するとともに、 必要であることが明らかになる。 との推定が働き、 マントは現状打破的な意図を有する たりする行動に出れば、そのクレイ 違反したり、それを一方的に破棄し クレイマントが、合意したルールに するためでもある。すなわち、 反応によって、その意図を明らかに ルール 違反国に対抗行動を取る必 は一 従って、 種の警報装置とし 協調よりも対抗が 仮に被侵害国 合意に基 ある 9

――ということである。

多国間によ

ることが考えられよう。

要性を判断する尺度を提供するもの能性を生み出すとともに、対抗の必づくルールは、関係国間の協調の可

単に相互不信を緩和するためではな

ただし、ル

ールを形成する目

的

は

ここでポイントとなるのは、①支といえよう。

配海域を拡大すべく行動の自由を欲

る行為を抑止するような状況を作るよって、合意されたルールに違反す画させ、②安全保障協力の枠組みにする中国を多国間のルール形成に参

、自らをルールで拘束することによっパワーの面で優勢に立つ中国には、的な枠組みで進められるべきであり、

国とASEANがすでに開催していうフ参照)。ルール形成は、例えば中う意思を確認している(第17パラグ宣言の規範化に向けた取り組みを行宣言の規範のに向けた取り組みを行った。

ザーバーに加えた枠組みなどで進め場合によっては利害関係国をオブ部会を外相級に格上げしたものに、る行動宣言の実施に関する合同作業

のクレイマント間でルールづくりをルの形成を拒むような場合には、他たって、仮に、今後中国が多国間ルーなお、ルール形成を進めるに当

よう中国に一定の圧力をかけることなどして、ルールづくりに参加するロールなど)を拡大・活発化させるロールなど)を拡大・活発化させる協力(島嶼防衛演習や合同海上パト

させたくないようであり、

 $\frac{2}{0}$ 

身は周辺国との関係を決定的に悪化

いうメリットがある。

事実、

中国自

良好な関係を築く基礎を得られると

て、平和的な意図を関係国に証明し、

先行させるとともに、海洋安全保障

か、 となっている。日本などの域外国が 安面での能力不足は、中国以外のク 戦闘機12機の導入を予定しているほ ナムはキロ級潜水艦6隻とSU 不均衡を許さないことが必須となる 地域を不安定化させるほどの軍事的 軍備と海上保安能力を適切に増強し、 らルールを形成していくためには ざまな海洋安全保障上の懸案につい るといえよう。 ることには、 この分野の能力強化で支援を拡大す レイマント各国にとって切実な問題 の増強を進めている。 水艦2隻を導入するなど、海空軍力 のはいうまでもない。この点、ベト て効果的なバーゲニングを行いなが 国以外のクレイマントが中国とさま も必要となるかもしれない。また、中 マレーシアもスコーピオン級潜 大きな戦略的意義があ 一方、海上保 30 置を指す。こうした多国間による履 とであるが、

めの包摂的な多国間フォーラムの設 多岐にわたる選択肢)を検討するた 同非難声明から合同の海上行動まで 報告しあい、集団的な対抗措置 あり得る。 域内オプションと域外オプションが 作らなければならないが、これには を抑止し、 レイマント同士でルール違反行為を して、関係国によるルール違反 域内オプションとは、 それに対処する枠組みも 行為 **(共** ク

となるのは、クレイマント間でどこ する効果を期待できる。ここで問題 定の抑止効果、 が講じられる可能性が生じれば、一 違反行為に対する集団的な対抗措置 行監視と協議、対応の枠組みを設け、 まで歩調をそろえられるかというこ 事案によって協調行動 ひいては現状を凍結

に関心国が参加したり、米軍の一時 (Freedom of Navigation Program)

の 一 う。こうしたフォーラムは、 違反行為に及ぶクレイマント一般に も中国を標的にするものではなく、 体性は異なってくることになろ 必ずし

として、中国以外のクレイマント各 南シナ海における海上の軍事バラン 向けられることを想定すべきである。 スの不均衡を是正する究極的な措置 いまひとつの域外オプションとは、

こうした動きはすでにさまざまな形 ジア・テロ協力(SEACAT)と で進められているが、例えば東南 の安全保障協力を進めることを指す。 国がアメリカなどの域外国と2国 いった枠組みで行われている演習 ア

また、

多国

間

ル 1

ルの形成と並

行

ing Forces Agreement) を締結する は数多くある。 的な展開を認める訪問軍協定 (Visit-海洋安保協力を拡大する方途

を意識して本格的な関与に乗り出し 国の威嚇行動や支配区域拡大の アメリカも、 南シナ海における中 影響

外相会議後の7月23日の記者会見で クリントン米国務長官は、 ARF(ASEAN地域フォーラム) は十分にある。 る意思さえあれば、 2010年のハノイ 実現する可能性 アメリカ

は特定国の領有権の主張を支持する

家的利益を有しているとの声明を出 自由なアクセス、 洋公域 海における航行の自由やアジアの海 わけではないとしながらも、南シナ (maritime commons) 国際法の尊重に国 への

あるといえよう。

その要諦は、

包摂

な海洋秩序の形成に不可欠な条件で

すなど、 南シナ海と東南アジアにおけるプレ 能力強化その他の取り組みを通じて パートナーシップや海上保安分野の てきている。 決然とした立場を鮮明にし 日本も、パシフィック・

である。 このように中国以外のクレイ マン

定化勢力としての役割を果たすべき ゼンスを高め、この地域における安

こうした安全保障協力の拡大を進め

始めているので、

クレイマント側に

外国との安保協力を基礎として、 トによる適切な軍備増強ならびに域 南

とって急務である。

成し、 び履行監視・協議のフォーラムを形 シナ海に関する多国間 実力による現状変更を含む 0) ル ルル およ

なアーキテクチャーを組み上げるこ 国間の相互不信の低下に資するよう ルール違反行為全般を抑止し、関係 とこそが、 この海域における開放的

> 制的 性と排他性を組み合わせた外交と強 な現状変更を抑止する軍事力 0

そして中国以外のクレイマントが 軍事的・経済的優位を確立する前に、 づくりに一切関心を示さないほどの 結合にある。 中国が多国間 0 ルー ル

シナ チャーを作り上げることは、 ルール形成を諦めてしまう前に、 マントとステイクホルダー 海に海洋安保のアー ・キテ 双方 クレ 1 ク 南

もりり さとる